

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の施行に伴う技能実習制度の見直しに係る法務省・厚生労働省関係の政省令等の制定・改正について（意見募集）

平成28年12月16日
法務省入国管理局
厚生労働省職業能力開発局

平成28年11月28日に公布された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（公布の日から9か月後程度を想定）から施行されることとなりますが、当該施行に伴い、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令」、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」等の法務省・厚生労働省関係の政省令等の制定・改正を予定しておりますので、下記のとおり、御意見を募集いたします。

なお、お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1. 御意見募集対象

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の施行に伴う技能実習制度の見直しに係る法務省・厚生労働省関係の政省令等の制定・改正について（意見募集）

2. 御意見募集期間

平成28年12月16日（金）～平成29年1月14日（土）
（郵送の場合についても、募集期間内の必着とします。）

3. 御意見の提出方法

御意見は次に掲げるいずれかの方法により提出して下さい（様式は自由）。
電話での御意見等については受け付けかねます。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォー

へのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

※ご参考 電子政府総合窓口（e-Gov） <http://www.e-gov.go.jp/>

（２）郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省職業能力開発局海外協力課法規係宛て

（３）FAXの場合

FAX番号：03-3502-2630

厚生労働省職業能力開発局海外協力課法規係宛て

※FAXで提出される場合には、あらかじめご連絡願います。

海外協力課法規係 03-5253-1111（内線 5882）

4. 御意見の提出上の注意

御意見については、件名に、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行に伴う技能実習制度の見直しに係る法務省・厚生労働省関係の政省令等の制定・改正について」と明記の上、御提出いただくようお願いいたします。

また、御意見については、御意見の対象とする資料及びその該当部分について必ず明記の上、御提出いただくようお願いいたします。

なお、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・法人の主たる事業所の所在地を記載してください（御意見の内容に不明があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。また、提出いただいた御意見については、氏名、住所その他の連絡先を除き公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。